

伊藤 千春 議員

無会派



問 カスタマーハラスメント対策を

答 県条例踏まえ基本方針を策定

問 愛知県カスタマーハラスメント防止条例とは。

答 (総務部長) 就業者が安心して働ける環境を整えるため、国、市町村、事業者、就業者、顧客等が一体で取り組む条例。

問 国と市町村等が一体となった取組とは。

答 事業者は予防策、就業者は適切な対応、顧客は冷静な行動が求められる。

問 カスタマーハラスメント事案に該当する内容は。

答 暴言や脅迫、長時間拘束など社会通念上不相当な言動が該当する。

問 本市職員を保護する取組は。

答 名札表記の見直しや研修実施で、職員の保護と対応力向上を図っている。

問 精神的被害への対応は。

答 業務中断や専門職への相談を行い、再発防止に取り組む。

問 条例制定の計画は。

答 県条例を踏まえ、本市としての基本方針を策定していく。



問 事業者への支援は

答 県の相談窓口を活用

問 中小企業者に対する支援制度は。

答 (産業振興課長) 県の相談窓口を活用し、事業者のカスタハラ対策を支援する。

問 具体的な啓発活動は。

答 県作成のポスター等を活用し、市民や事業者へ周知する。



▲愛知県カスタマーハラスメント防止条例の二次元コードと啓発ポスター